

●下水道の三つの施設

- 下水道は三つの施設から成り立っています。
- ①雨水と家庭や工場から出る污水（雨水と污水を合わせて下水といいます）を集めて流す下水管
 - ②下水を処理場に送るために中継したり、雨水を川や海に放流するポンプ所
 - ③運ばれてきた下水をきれいに処理して、川や海に返す処理場

●下水排除の二つの方法

下水の排除の方法には、污水と雨水と同じ管にとり入れて処理場まで運ぶ合流式、污水と雨水を別々の管で流す分流式の二つの方法があります。

東京都は、大部分で合流式を採用しています。

●下水管

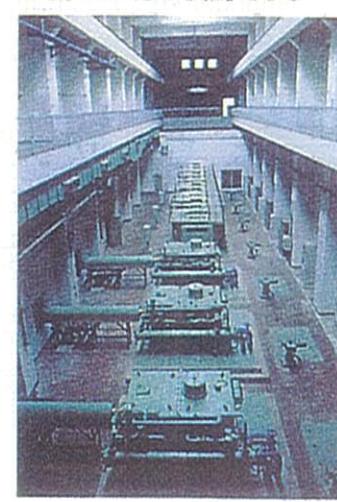
下水を処理場まで導く管が下水管です。

下水管は、東京中に葉脈のように張りめぐらされて、その長さは23区だけでも約15,300kmにもなります。

下水管は、陶管、塩ビ管、コンクリート管等があり、太さは20cmから8mに及ぶものまであります。



下水管の内部



ポンプ所

●下水処理の過程



●汚水ます。雨水ます、マンホール

汚水ますは、宅地内の排水管（排水設備といいます）と公道にある下水管をつないでおり、取付管の点検や清掃のために必要なものです。

公共雨水ますは、道路に降った雨をとり込みます。

マンホールは、下水管の点検や清掃のための出入口です。

●ポンプ所

下水管は、下水を自然流下させるための傾斜をつけてありますので、徐々に深くなっています。

相当の深さになると、ポンプで下水を地表近くまでくみ上げて再び自然流下させます。ポンプ所がこの役目を担っています。

また、大雨の時など、下水管に流れこんだ雨水を速やかに川や海に放流し、浸水を防ぐのもポンプ所の大切な役割です。

●処理場

処理場には、下水を処理する施設と、下水を処理した後に残るドロ（汚泥といいます）を処理する施設があります。

下水の処理はプールのような池に下水を流す過程で行われます。東京都が管理する20の処理場で処理される下水は、1日当たり約560万m³です。

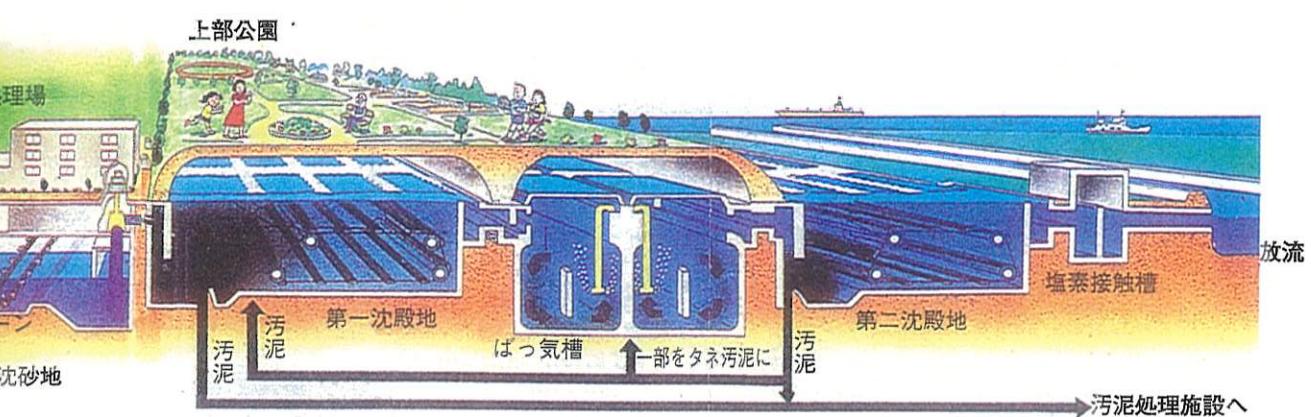
この大量の下水を処理するために、広大な処理場用地が必要となるので、東京都においては土地を有効に利用するため沈殿池を2階層にしたり、ばつ気槽を深くするなど省面積化をするとともに、池をおおう屋根の上に公園を造り都民に開放しています。

●区部の下水道事業

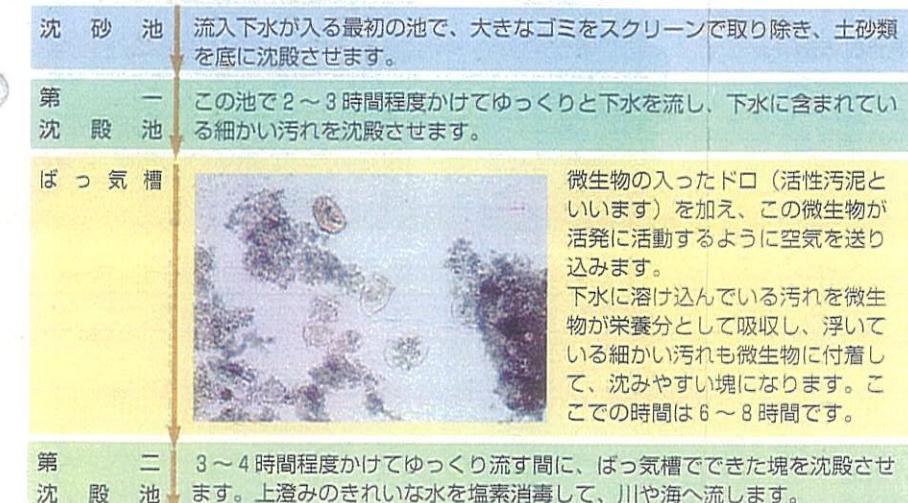
下水道事業は、原則として市町村の事務とされています（下水道法で公共下水道といいます）。しかし、23区については、東京都が「市」の立場で事業を行っています。

●多摩地域の下水道事業

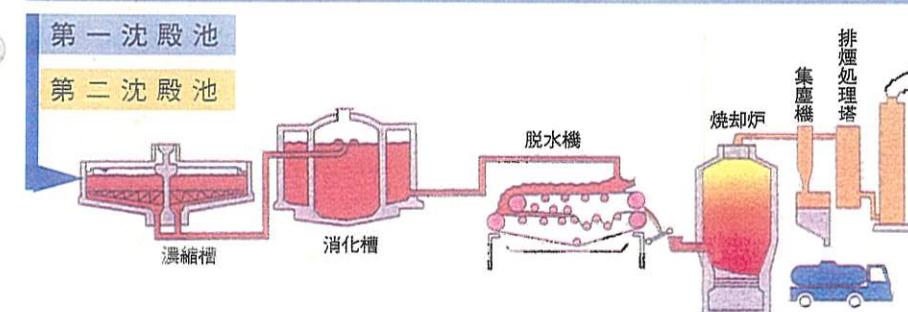
単独の市町村が処理場を持つことが効率的でない場合、都道府県が処理場や幹線管きょなどの基幹施設の建設・維持管理を行っています（下水道法で流域下水道といいます）。多摩地域では、29の市町村で東京都（処理場、幹線管きょ）は市町村（枝線管きょ）と協力して流域下水道事業を行っています。



●下水処理のしくみ



●汚泥処理の過程としくみ



●濃縮槽

泥水に近い汚泥（生汚泥）を、濃縮槽で重力沈殿させて、うわ水と濃縮汚泥に分けます。

汚泥の体積は1/4程度になります。

●消化槽

約40℃の温度で20日間程あたためると、汚泥はメタンガス・脱離液・消化汚泥に分離します。メタンガスは、処理場内の燃料として使います。（消化槽のない処理場もあります。）

特殊セメントと混ぜて固め、環境に影響を与えないようにして、埋め立て処分します。

●汚泥の処理と処分。

資源化

下水を処理すると、汚水に近い汚泥が大量に発生します。東京都が管理する20の処理場で発生する汚泥は、1日当たり約20.4万m³です。この汚泥は、濃縮、脱水などの後、焼却して灰を東京湾に埋め立てます。これは水分を取り除いて量を減らすためです。さらに「都市で発生する汚泥を都市で活かす」ため、汚泥の資源化を進めることで、埋立地の延命化を図っています。

現在、圧縮焼成ブロック（焼却灰を焼き固めてつくるレンガ）、汚泥溶融スラグ（汚泥を高温で溶かして固め、建設資材などに利用）、軽量細粒材（焼却灰を造粒し、焼き固め、建設資材などに利用）などの汚泥の資源化を行っています。圧縮焼成ブロックは、メトロレンガの愛称で道路、公園など、また溶融スラグは道路材料などに積極的に利用しています。

焼却灰については、民間企業とも連携を図りながらセメントやコンクリート管の原材料としてもリサイクルしています。



中央防波堤外側埋立処分場